

【音声案内による国税に関するご質問やご相談のご案内】

税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内しておりますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

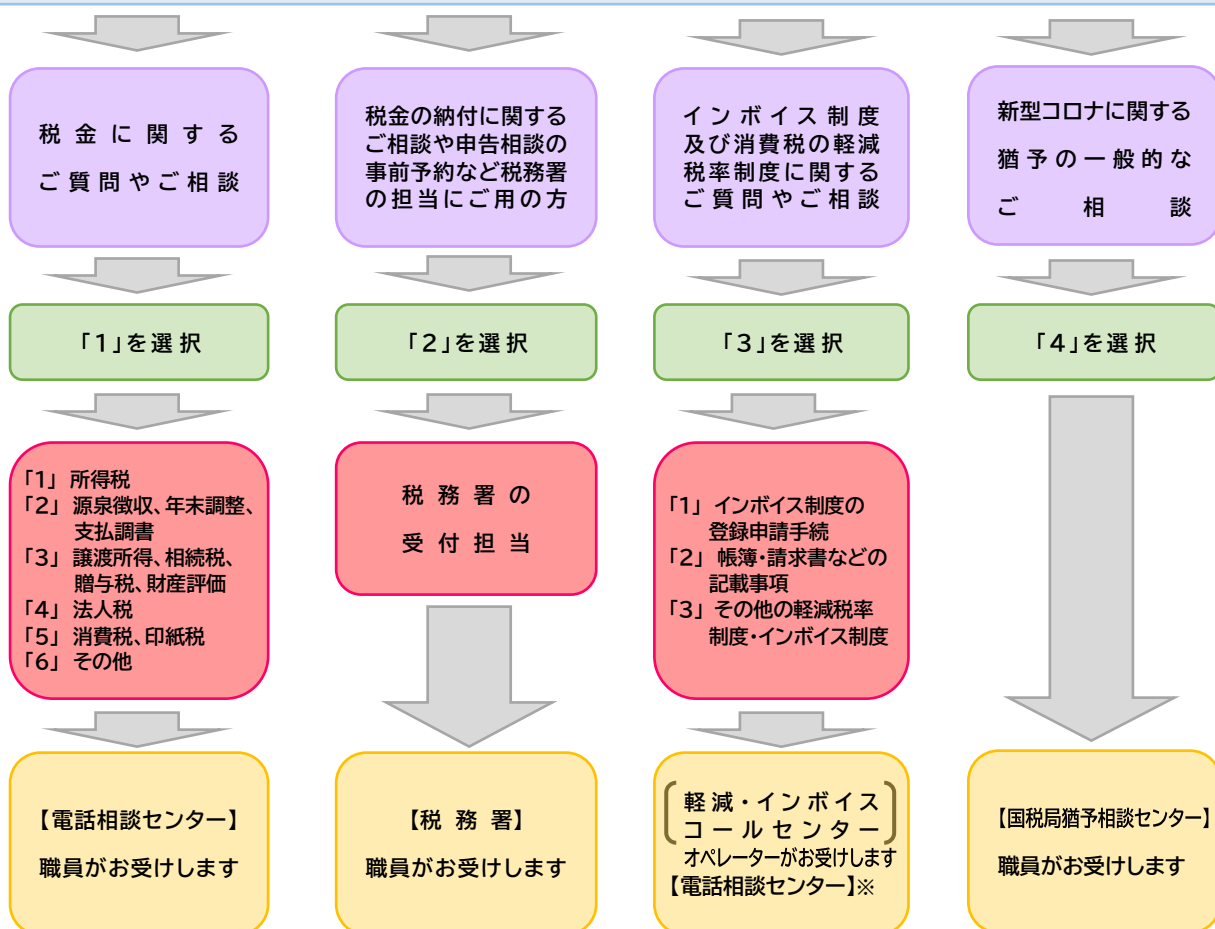
税金に関する一般的なご質問やご相談につきましては、「1」を選択していただきますと、各国税局の電話相談センターにてお受けしております。

税務署での面接相談を希望される方は、「2」を選択していただき、相談日時等のご予約をお願いします。（税務署での面接相談は事前予約制となっております。）

※ 「番号が確認できません。」という音声案内があった場合は、電話機の「トーン切り替えボタン」（「*」「#」など）を押してから番号を選択してください。

茨木税務署（072-623-1131）にお電話ください

音声案内に従って、ご用件の番号をお選びください



※ 消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、午前8時30分から午前9時の時間帯及び軽減・インボイスコールセンターの回線が満線の場合は、各国税局の電話相談センターにてお受けします。